

公益通報者保護法に関する事務の取扱い要領（外部の労働者からの通報）

(平成18年3月29日決裁)

(平成23年4月1日改正)

(平成28年4月1日改正)

(令和6年4月1日改正)

(令和7年4月1日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、処分又は勧告等（以下「処分等」という。）をする権限を有する行政機関として、本市の行政機関に対して公益通報があった場合における本市の行政機関がとるべき措置等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公益通報相談窓口)

第2条 本市の行政機関に対する公益通報に関する相談窓口は、金沢市事務分掌条例及び金沢市補助組織及び分掌事務規則等により、当該事務を所管する組織（以下「権限所管部署」という。）及び市民局市民協働推進課に置く。

- 2 権限所管部署は、法が規定する労働者から公益通報に関する相談があったときは、公益通報相談書（様式第1号）に記録する。
- 3 市民協働推進課は、法が規定する労働者から公益通報に関する相談があったときは、公益通報相談書に記録するとともに、その写しを権限所管部署に送付する。

(受付)

第3条 権限所管部署は、権限所管部署に公益通報があったとき、又は前条第3項の規定により公益通報相談書の写しの送付があったときは、次に掲げる公益通報の要件が備わっているかどうか確認するとともに、公益通報書（様式第2号）に記入する。

- (1) 通報者が法第2条第1項に該当する労働者であること。
- (2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的の通報でないこと。
- (3) 通報内容が法第2条第3項に該当する通報対象事実であること。

(4) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。

2 前項の記入に当たっては、通報者の氏名及び連絡先等を確認するよう努めるものとする。ただし、通報者が匿名を希望する場合又は調査結果等についての通知を希望しない場合は、この限りでない。

(受理・調査・通知)

第4条 権限所管部署は、公益通報書に基づき、受理及び調査の可否を決定し、公益通報のあった日から20日以内にその旨を公益通報受理・不受理及び調査通知書(様式第3号)により公益通報者に通知する。

2 権限所管部署は、公益通報を不受理と決定した場合は、その旨及び理由を通報者に通知し、不受理のうち、他の行政機関に処分等の権限があるために不受理としたときは、その権限を有する行政機関を教示するものとする。

3 権限所管部署は、調査の結果、公益通報対象事実があると認めたときは法令に基づく措置その他適当な措置を講じその顛末を公益通報措置書(様式第4号)に記録するとともにその旨を、公益通報対象事実がないと認めたときはその旨を、公益通報に係る調査結果及び措置通知書(様式第5号)により公益通報者に通知し、その写しを経済局商工労働課に送付する。

(秘密保持等)

第5条 公益通報に関する事務に従事する者は、公益通報に関する情報が他に漏れないよう十分留意しなければならない。また、自らが関係する通報対象事実については調査等に関与してはならない。

(その他)

第6条 本市の行政機関に公益通報に該当しない通報があった場合は、法の趣旨に則って必要と認められる範囲で適当な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日決裁）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。